

議案第7号

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第4条中「2万7,500円」を「3万5,000円」に改める。

第5条中「100分の2.1」を「100分の2.5」に改める。

第5条の2中「1万1,800円」を「1万3,000円」に改める。

第6条中「100分の1.6」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「1万400円」を「1万2,000円」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「1万9,250円」を「2万4,500円」に改め、同号イ中「8,260円」を「9,100円」に改め、同号ウ中「7,280円」を「8,400円」に改め、同項第2号ア中「1万3,750円」を「1万7,500円」に改め、同号イ中「5,900円」を「6,500円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,000円」に改め、同項第3号ア中「5,500円」を「7,000円」に改め、同号イ中「2,360円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「2,080円」を「2,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,125円」を「5,250円」に改め、同号イ中「6,875円」を「8,750円」に改め、同号ウ中「1万1,000円」を「1万4,000円」に改め、同号エ中「1万3,750円」を「1万7,500円」に改め、同項第2号ア中「1,770円」を「1,950円」に改め、同号イ中「2,950円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,720円」を「5,200円」に改め、同号エ中「5,900円」を「6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等の改正をしたいので、この案を提出するものである。